

令和3年度 総務部 重点目標

	重点事項	成果目標
1	<p>安定的な税財政運営に努めます。</p>	<p>① 令和3年度の財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き大幅な府税の減収が見込まれる中、国の予算の積極的な活用等により財源確保を図りながら、新型コロナウイルス感染症への対策に必要な補正予算の編成を迅速かつ的確に行うとともに、令和3年度当初予算について状況に応じ適切に予算執行するなど、緊急事態に対応した機動的な財政運営を行います。 <p>② 令和4年度の予算編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」の実現に向け、行財政改革プランを踏まえた歳入歳出の両面からの持続可能な財政構造の確立に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果などを踏まえた部局主体の事業の再構築などを導入した予算編成を実施します。 ・ 広告や寄附等による収入の拡大など、多角的な歳入確保の取組を拡充します。 ・ 交付税措置率の高い起債を積極的に活用するなど、後年度の償還財源の確保に配慮しつつ、府債残高を適正に管理します。 等 <p>③ 税込確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある納税者に対し、京都地方税機構とも連携しながら、親切、丁寧に相談に応じ、個々の納税者の実情に応じて、分納や徴収猶予制度等を適用するなど適切に対応するとともに、新しい生活様式を踏まえ、キャッシュレス納税の利用を一層推進するなど、納税者の利便性向上を図ります。 <p style="text-align: right;">＜目標：キャッシュレス利用率 10%（R2：3%）＞</p>

令和3年度 総務部 重点目標

	重点事項	成果目標
2	<p>府有資産の効果的な利活用を推進します。</p>	<p>① PPP/PFI 公民連携プラットフォームの運営、府有財産戦略活用推進本部による様々な可能性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部局と連携しながら、PPP/PFI・指定管理者制度など、民間の知恵と経験を活かした利活用の方法を検討するとともに、定期借地権方式の更なる導入や暫定利用としての駐車場貸付けの可能性を探るなど、様々な手法により資産のポテンシャルを最大限に活かす取組を進めます。 <p>② 未利用資産の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市況を見極めながら、利活用・売却による収入確保を目指します。 (R2実績 5施設：1.4億円、R1実績 9施設：13.3億円、H30実績 3施設：3.4億円)
3	<p>市町村との連携を緊密に行い、市町村の行財政基盤づくりを支援します。</p>	<p>① 行政が質の高い住民サービスを提供し、地域の持続性確保と地方創生・地域活性化を目的とした、京都府と市町村及び市町村相互間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域が抱える課題に対し、府と市町村が共通認識の下、同じ方向で施策を展開し、相乗効果を高めるため、きょうと地域連携交付金等による支援を通じて府と市町村との更なる連携を図ります。 ○ 市町村が相互に補完し、また広域連携によるスケールメリットを発揮して、各地域の実情を踏まえたそれぞれの特性を活かしながら時代の変化に適合した地域づくりを推進するため、市町村相互間の広域的な連携並びに協働を支援します。 ○ 新型コロナウイルス感染症による市町村の行財政への影響を的確に把握・分析するとともに、市町村との更なる連携強化により、住民生活支援等も含めた新型コロナウイルス感染症への対応やPOST コロナ社会における地域経済活性化をはじめとした諸施策の推進を支援します。 <p>② 市町村の行財政基盤構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別市町村の行政運営や財政状況を的確に把握・分析し、きょうと地域連携交付金、京都府市町村未来づくり資金の効果的な運用、地方財政措置の有効的活用等を通じて、市町村が自律的・持続可能な行財政運営を行えるよう支援します。

令和3年度 総務部 重点目標

	重点事項	成果目標
4	<p>公文書や個人情報の適正管理など、庁内管理業務のリスクマネジメントを強化します。</p>	<p>① 公文書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府の行政活動に関する府民への説明責任を果たすため、公文書の作成から保管・保存、廃棄に至るまで、全職員を対象にした研修の実施等により、文書事務の適正化の徹底を図ります。 <p>② 個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府が保有する個人情報の取扱いについて、全職員を対象にした研修の実施等により、個人情報保護条例に定められた事項の周知徹底を図り、正確な知識・理解に基づいた、個人情報の適正管理を進めます。